

災害救助法適用地域出身学生の皆様へ

「平成30年7月豪雨」により被災した学生に対する支援措置

芝浦工業大学

- ※ 標記の支援措置は本学が過去の自然災害発生時に講じてきた支援措置に準じています。
- ※ 当支援措置の対象者は帰省先（実家等）が災害救助法の適用地域に所在し、「平成30年7月豪雨」により人的、物的被害を受けた大学、大学院の在籍学生とします。
- ※ 下記に示す支援の対象期間は平成31年3月末までとします。その後、被災に関して支援に該当する事例が発生した場合、個別に対応を検討します。

1. 学費納入者（保証人）の死亡

不幸にして学費納入者（保証人）がお亡くなりになった場合、次の措置をとらせていただきます。

- (1) 最高年次生以外 : 平成30年度後期の学費相当額（諸会費を除く）を免除します。該当学生が平成31年度以降も在学し、家計状態がなお困窮している場合は、学内特別奨学金（諸会費を除く年間学費相当額）を貸与します。
- (2) 最高年次生 : 平成30年度に学部または大学院の最高年次にある該当学生については平成30年度後期の学費相当額（諸会費を除く）を免除します。

2. 家屋の損壊・流失等へのお見舞い

帰省先における家屋（店舗等を含む）の倒壊や家財の損壊等を被った被災学生に対し、本学教職員の見舞金規程を参考とし、見舞金（家屋の全壊、大規模半壊、半壊の場合100,000円、これ以外の場合は実情に応じて50,000円を限度）をお贈りします。

3. 弔慰金（香典）の贈呈

帰省先（実家等）において、2親等までのご家族がお亡くなりになった場合は、香典として10,000円をお贈りします。

4. 帰省費用の一部補助

今般の災害により、帰省先（実家等）において上記の1～2に該当するような被災があった場合、帰省に際しての交通費補助として実費（上限20,000円）を給付します。ただし、交通費の補助は、一人につき1回までを限度とします。

5. 奨学金の貸与等

今般の被災により家計が急変し、今後の生活費または学費補填等のため、奨学金を希望する学生に対しては、以下の奨学金を貸与します。なお、本奨学金は他の奨学金の受給の有無に関わりません。

(1) 芝浦工業大学特別・緊急時奨学金

①学内特別奨学金（無利子貸与）

被災の程度が大きく、長期間にわたり家計の復旧が困難である場合、平成30年度後期から卒業年次までの学費相当額を年度ごとに貸与します。（この奨学金は、原則として現金のやりとりはなく、大学が当該年度における本人の学費との自動振替を行います。）

②学内緊急時奨学金（無利子貸与）

被災の程度が比較的軽く、当座の生活費等を必要とする場合、平成30年度における後期学費相当額を一括貸与します。

(2) 日本学生支援機構奨学金（緊急採用・応急採用）

上記（1）の奨学金とは別に、今般の災害により家計が急変した場合、通常の定期募集とは別に日本学生支援機構が実施する奨学金制度のうち、緊急または応急採用奨学生に出願できます。

【緊急・応急採用奨学金の概要】

①奨学金の種類

- イ. 緊急採用（第一種奨学金・無利子）
- ロ. 応急採用（第二種奨学金・年3%以下の有利子）

②貸与始期

- イ. 緊急採用 平成30年7月以降で申込者が希望する月
- ロ. 応急採用 平成30年4月以降で申込者が希望する月

③貸与終期

- イ. 緊急採用 原則、平成31年3月（継続願の提出により翌年度末までの貸与期間延長可）
- ロ. 応急採用 卒業時まで

④貸与月額

- イ. 緊急採用（入学年度によって異なります。下線付きは平成30年度入学生より選択可能）

	自宅通学	自宅外通学
学部	<u>¥20,000 円</u> 、 <u>¥30,000 円</u> 、 <u>¥40,000 円</u> 、 <u>¥54,000</u>	<u>¥20,000 円</u> 、 <u>¥30,000 円</u> 、 <u>¥40,000 円</u> 、 <u>¥50,000</u> 、 <u>¥64,000</u>
大学院（修士）	¥50,000、¥88,000	

ロ. 応急採用

- 学部：¥20,000 から ¥120,000 までの1万円単位の金額の中から選択
- 大学院（修士）：¥50,000・¥80,000・¥100,000・¥130,000・¥150,000 より選択

⑤返還方法

- 卒業後、貸与総額により、10年～20年の月賦払い。

6. 支援措置実施にあたってのお願い

- ① 被災状況等については、別紙「特別措置申請書」にてお知らせください。
- ② ご家族の死亡、または家屋の損壊・流出等の場合には、可能な範囲で公的機関の「死亡診断書」、「罹災証明書」、または、これに代わる書類の添付をお願いします（後日でも結構です）。
- ③ 奨学金関係の出願書類については、貸与希望者に個別に連絡をしますが、「被災状況についての証明書」等が必要となる場合（後日提出可）があります。

7. その他の支援措置（参考）

今般の災害により居住地または帰省先（実家等）において上記の1～2に該当するような人的、物的被害を受け、平成30年度秋期または平成31年度4月に本学の学部、大学院に入学しようとする者については、特別入試、一般入試に関わらず当該入学検定料を全額免除します。

※平成30年7月末までに出願が終了している修士課程の学内進学、秋期入学、一般入試（一次）と博士課程の秋期入試に関わる入学検定料については、罹災証明書等の提出をもって財務部から振込による返金を行います。

※それ以外の学部、大学院の入試については、志願書と一緒に罹災証明書をご提出いただくことで入学検定料の納入を免除させていただきます。

以上